

1. 改正の概要

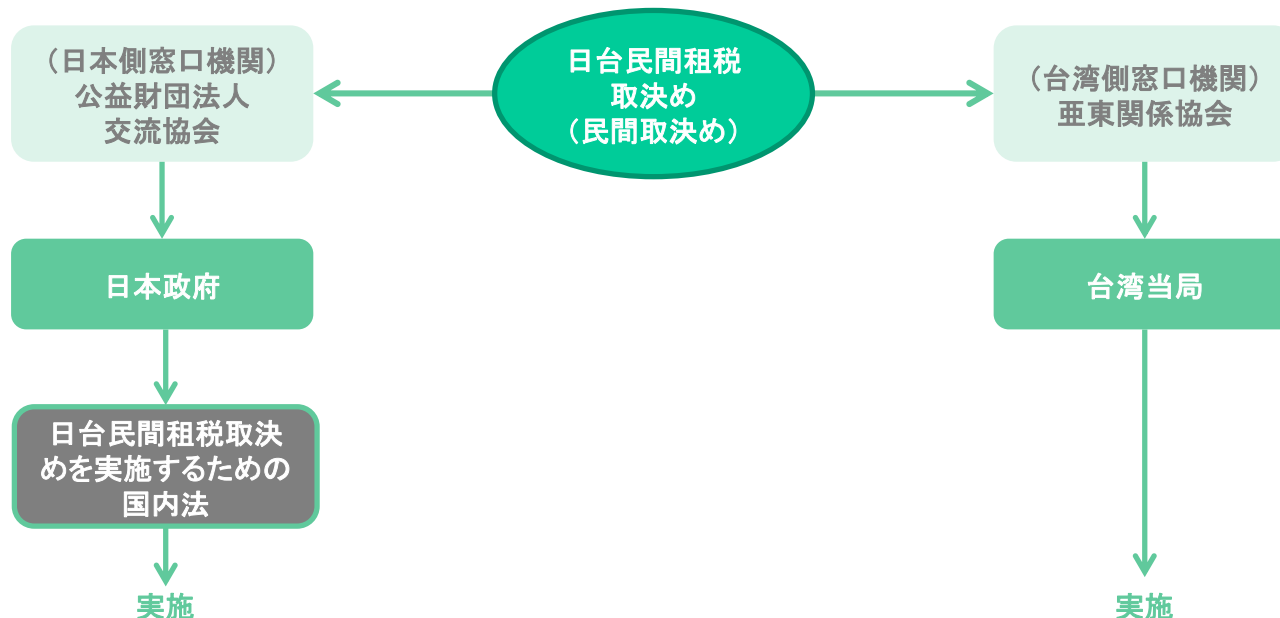
・日本と台湾との間で、二重課税を防止する等、租税条約に相当する枠組みが構築されます。

【趣旨・背景】

・日本の台湾に対する立場は、非政府間の実務関係を維持するというもので、国家間の取決めである租税条約を締結することができませんでした。

・日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、日本側と台湾側の交流窓口機関が、平成27年11月26日「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（日台民間租税取決め）に署名し、その内容を日本国内で実施するための国内法が整備されることとなります。

「租税条約に相当する枠組み」



(財務省資料に加筆)

2. 日台民間租税取決めの概要

公益財団法人 交流協会のHP掲載の「日台民間租税取決め」をもとに作成

項目	現行の非居住者に対する日本での課税	日台民間租税取決めの内容	用語の定義
恒久的施設の範囲	1.支店等 2.1年を超える建設作業場 3.代理人	1.支店等 2.6か月を超える建設作業場 3.代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的施設： 支店等、事業を行う一定の場所 ・不動産関連法人： 資産の50%以上が日本の不動産である法人 ・事業譲渡類似株式： 3年以内に25%以上保有していた内国法人株式を、1年間で5%以上譲渡した場合の当該株式 ・買集め： 価格の変動等、市場における売買状況に異なる動きをもたらす取引として、金融商品取引所から報告等を求められる株式の買集め
事業所得	恒久的施設に帰属しない部分も課税 [総合主義] (平成28年4月1日以降は帰属主義に変更)	恒久的施設に帰属する部分のみ課税 [帰属主義]	
配当	上場: 15.315% 非上場: 20.42%	10%	
利子	金融商品: 15.315% その他: 20.42%	政府、中央銀行等受取り: 免税 その他: 10%	
使用料	20.42%	10%	
譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的施設がある場合…国内にある資産の譲渡は課税 ・恒久的施設がない場合…国内にある資産の譲渡のうち、以下のみ課税 日本の不動産の譲渡 不動産関連法人の株式の譲渡 「買集め」をした株式の譲渡 事業譲渡類似株式の譲渡 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を除き非課税 恒久的施設に関連する資産 日本の不動産の譲渡 不動産関連法人の株式の譲渡 	
給与等 (役員報酬除く)	・勤務地において課税	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地において課税 ・1年間の滞在日数が183日以内等、一定要件を満たせば免税 	

3. 実務上の留意点

- ・改正前の制度では、恒久的施設を有さない日本非居住者が『「買集め」をした株式の譲渡』、『事業譲渡類似株式の譲渡』をした場合、日本において課税される。租税取決めの適用後は、これらの譲渡は日本において非課税となる。
- ・改正前の制度では、日本居住の給与所得者が台湾に出張した場合であっても、その滞在日数が90日以内であれば、台湾での課税は生じない。一方、台湾居住の給与所得者が日本に出張した場合、1日でも日本で勤務をすると日本において課税が生じる。改正後は、暦年中に開始、終了するいずれの12か月間においても滞在期間が183日以内である場合等の一定の要件を満たす場合には、勤務地での課税は生じない。
- ・適用開始時期は、台湾において相互主義が確保されるために必要な手続が完了した時期とされている。

1. 改正の概要

・多国籍企業グループによる所得の国際分散に対する適正な移転価格課税を実現するため、以下の文書の提出が義務付けられます。

文書名	文書の目的	主な報告項目	提出・作成義務者	提出義務の免除規定	提出・作成期限	使用言語	適用時期	備考
国別報告書	国別の所得、納税額、経済活動のグローバルな配分に関する情報を記載する	<ul style="list-style-type: none"> 収入、税引前利益等の財務情報 役務提供、利息等のグループ内取引 従業員数 主要事業 等 	原則、最終親会社である内国法人	直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは免除	最終親会社の事業年度終了後1年以内に提出	英語	H28.4.1以後に開始する最終親会社の事業年度から適用	e-Taxによる提出
マスターファイル	多国籍企業グループの全体像を示す	<ul style="list-style-type: none"> グループ組織図 事業概要 無形資産 グループ内金融活動 グループ全体の財務・納税状況 等 	多国籍企業グループ所属の内国法人	直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは免除	最終親会社の事業年度終了後1年以内に提出	日本語又は英語	H28.4.1以後に開始する最終親会社の事業年度から適用	e-Taxによる提出
ローカルファイル	個々の関連者間取引に関する財務情報や比較可能性分析、最適な移転価格算定手法を記載する	<ul style="list-style-type: none"> 組織図 経営戦略 重要な関連者間取引 移転価格算定の根拠 財務諸表 等 	国外関連取引を行った法人	「①前期の取引金額50億円未満」、かつ、 「②前期の無形資産取引金額が3億円未満」である国外関連者との取引は作成免除	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書の提出期限までに作成 税務当局への提出は不要 なお、税務当局から提出が求められた場合において、45日以内に提出できないときは、推定課税の対象となる 	日本語	H29.4.1以後に開始する事業年度から適用	7年間の保存義務

用語の定義:

・多国籍企業グループ = 税務上の居住地が異なる2以上の企業を含む連結グループ、 なお、規模の重要性を理由に連結の範囲から除外された企業も含む

・最終親会社 = 最上位の連結親会社

・国外関連者 = 法人との間に、持株関係等の支配関係がある外国法人

・国外関連取引 = 国外関連者との間の取引

2. 実務上の留意点

- ・ ローカルファイルは確定申告書の提出期限までに作成しなければならない。国別報告書やマスターファイルと比べて作成期限が短いため、留意する必要がある。
- ・ ローカルファイルは、税務当局への提出は不要だが、次の場合には税務当局が推定課税を行うことができる。
(作成・保存義務のある国外関連取引の場合)
 - ・ 税務当局からローカルファイルの提出を求められた場合において、45日以内で指定された日までに提出できなかったとき
 - ・ 税務当局から独立企業間価格を算定するための重要な書類の提出を求められた場合において、60日以内で指定された日までに提出できなかったとき
(作成・保存義務のない国外関連取引の場合)
 - ・ 税務当局からローカルファイルに相当する資料等に関して独立企業間価格を算定するための重要な書類の提出を求められた場合において、60日以内で指定された日までに提出できなかったとき
- ・ 国別報告書・マスターファイルは、e-Taxによる提出が必須である。
- ・ マスターファイルは最上位の親会社が作成し、他のグループ企業に提供することが想定される。親会社がマスターファイルを作成しない場合は、どのようにマスターファイルを準備するか検討が必要である。
- ・ 文書の提出ができない場合の罰則規定が設けられることとなっている。

3. 今後の注目点

- ・ 提出義務の免除要件である連結総収入金額の定義については、今後、法案や政令等を確認する必要がある。
- ・ 持分法適用会社が多国籍企業グループの範囲に入るかどうかについては、今後、法案や政令等を確認する必要がある。